

組合員のための
財団助成制度

中小企業の人材育成への取組を振興する「実利型財団助成金」稼働！

面倒な申請手続きなし！
受講証明書を提出するだけ！

「中小企業等能力開発助成金」のご案内

【自由な研修企画、即日開講可能な研修を助成する財団助成金制度を活用ください！】

【活用事例】

- ① 企業の訓練ニーズに即した自由な研修を企画し、受講したい。
- ② 開講日、訓練時間を自由に設定したい。（受講したい日から即日開講できます）
- ③ 面倒な申請手続き不要で助成金の活用をしたい。

1 財団助成金の対象訓練

- 1 財団より承認を受けた研修機関の企画主宰する訓練
- 2 公的制度の枠外にある有益な実務指導型訓練
（例）営業・経営管理技能高度化実務指導型訓練、自主マイスター資格取得研修、WEB 営業戦略、IT、IOT 等の成長分野体制整備等、実務に即した訓練で承認を受けたもの

2 財団助成金による経費助成額

- 集合型訓練 40%（上限 5 万円/名）
- 個別型訓練 30%（上限 9 万円/名）

※この助成金は、監理団体の共済委託事業により行われます。支給対象者は、原則として監理団体の組合員、連合財団の共済会員であることを要します。制度利用のための諸要件は、財団承認研修機関より、教示を受けて下さい。

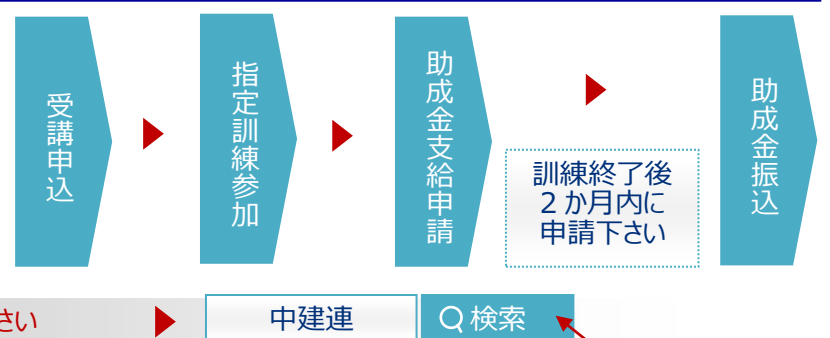
財団助成金制度の概要

● 活用できる事業者	財団監理団体の組合員及び、連合財団の共済会員資格者
● 助成対象訓練	財団監理団体の主宰監修を受けて承認研修機関が実施する研修（受講料徴収、要件監修等は、主宰監理団体が実施）
● 助成対象となる受講者	組合員の従業員（雇用形態不問！役員等も対象とできます！）
● 財団助成金活用に関する手続き	初回届出、変更届出等、開講のための面倒な手続きはありません。
● 支給申請に関する手続き	指定研修受講終了後、2 か月以内に「受講証明書」のみで申請！

財団助成金活用メリット

- ① 煩わしい事前申請手続き、支給申請手続きなく、研修を開催できます。
- ② 「開講日程規制」がなく、受講したい日に、直ちに開催できます。
- ③ 研修カリキュラムは、企業の意に沿う実益に即して自由に企画、開催できます。
（時間設定自由、文言調整不要、自社のプログラム通称で申請可能）
- ④ 助成金の支給も、申請審査完了後 1 か月内に支給されます。

財団助成金活用手続きの流れ



● 財団助成金の対象となる研修機関、受給資格者要件は、中建連 HP 専用サイトで確認下さい

中建連

Q 検索

支給機関



一般財団法人
全国中小企業等協同組合連合財団
Japan Middle-Class Enterprises Association Federate Found; JMAF

監理団体

財団助成金に関する相談は承認研修機関で受付ます。



中建連

国土交通省関東地方整備局認可(国四整建一発)第393号
Federation of Middle Class General Construction Enterprises' Management Promotion Association
中央建設企業経営振興事業協同組合連合会



Real Partnership

